

佐久広域連合火災予防条例

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条～第17条の3)

第5条 ストーブ(移動式のものを除く。以下この条において同じ。)のうち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、
※¹ 第3条(第1項第11号から第13号まで及び第15号ホを除く。)の規定を準用する。

※¹：詳細にあつては、[佐久広域連合火災予防条例](#)をご確認ください。